

物品第 号

物品売買契約書

1 件 名 _____

2 契約金額 _____

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額) _____

3 納入物品 (内訳)

品名	種類・規格	数量	単位 呼称	単価	金額	備考
				円	円	
消費税額及び地方消費税額	—	—	—	—		
計						

4 納入期限 令和 年 月 日 _____

5 納入場所 柏市指定場所 _____

6 契約保証金 免除 _____

上記の物品売買について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次（裏面）の条項によって公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、発注者及び受注者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

柏市柏五丁目10番1号

発注者

柏市

柏市長

秋山

浩保

印

住所

受注者

氏名

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書、図面又は見本（見本その他品質を指示しないときは同等以上のもの）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は契約書記載の納入物品（以下「物品」という。）を契約書記載の納入期限（以下「期限」という。）までに発注者の指定する場所に納入しなければならない。

(検査等)

第2条 受注者は、物品を納入したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

3 物品は、発注者の定める検査に合格したものでなければならない。検査に要する費用及び検査のため、変質変形又は消耗きそんしたものは、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものは、この限りでない。

4 受注者又はその代理人は、発注者の指定する日時及び場所において検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者又はその代理人が立ち会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができない。

(手直し又は引換え)

第3条 受注者は、物品が検査の結果不合格と決定したときは、遅滞なくこれを引き取り、速やかに代品を納入しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は1回限り、期限を指定して引換え又は補修期限を認めることがある。この場合において、受注者は、この引換え又は補修が終了したときは、さらに届け出て発注者の検査を受けなければならない。

3 発注者は、第1項の不合格品であっても、その不良の程度が軽微で使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額の上、これを採用することがある。

(納期限の延長)

第4条 受注者は、天災その他避けがたい理由により、期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明記して期限延長の申し出をすることができる。この場合において、発注者は、その申し出を相当と認めるときは、これを承認することができる。

2 前項の申し出は、納入期限内になされなければならない。ただし、特別の理由のある場合は、この限りでない。

(違約金等)

第5条 発注者は、受注者が期限内に物品の納入を終了しないときは、契約金額にこの契約により納入する物品の数量に対する納入の遅延が生じた物品の数量の割合を乗じて得た額について当該遅延が生じている期間に含まれる各日における遅延利息率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率をいう。以下同じ。）で計算した額を、違約金として請求することができる。

2 第3条第2項による引き換え又は補修が指定した期限内に終了しないときは、前項によって違約金を納付するものとする。

3 前2項の延滞日数の計算は、検査に要した日数を算入しない。

4 受注者は、発注者の責に帰する理由により、第14条第1項の契約代金の支払が遅れた場合には、支払の遅延が生じた契約代金について当該遅延が生じている期間に含まれる各日における遅延利息率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(契約の履行)

第6条 受注者が行う契約の履行は、第2条の検査に合格した後、当該物品を納入場所に納入したときをもって完了するものとする。

(危険負担)

第7条 契約履行前の物品の滅失、損傷その他の損害については、受注者の負担とする。ただし、損害が発注者の故意又は重大な過失によって生じたとき又は天災その他避けることのできない非常災害による場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡禁止)

第8条 受注者は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(契約内容の変更等)

第9条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、契約内容の変更又は納入の中止をすることができる。

- 2 前項の場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 3 発注者又は受注者は、契約締結後物価又は労賃の変動を理由として、本契約の変更又は解約をすることができない。ただし、その実情に応じ発注者と受注者とが協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

(契約の解除)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の全部又は一部の解除をすることができるものとする。

- 2 受注者は、前条の中止期間が引き続き2か月以上に及ぶときは、発注者と協議の上、この契約の全部又は一部の解除をすることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、発注者は、受注者の請求により既納品の代金を支払うものとする。

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合においては、契約を解除することができるものとする。

- (1) 期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込がないと認めたとき。
- (2) 正当の理由がなく職員の指示に従わないとき又は職務の執行を妨害したとき。
- (3) 契約の履行に当たり、これを粗雑にし、又は品質及び数量に関して不正の行為があったとき。
- (4) 前各号のほか、受注者またはその代理人がこの契約事項に違反したとき。
- (5) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品売買契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 発注者は、契約を解除した場合は、履行部分に対して引渡しを受け、相当と認める金額を支払うことがある。その他のものは、受注者が遅滞なく引き取るものとする。
- 3 前2項は、第5条による違約金の徴収を妨げないものとする。

(談合等不正行為に係る発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号。以下「独禁法」という。）第49条の排除措置命令又は独禁法第62条第1項の納付命令であってこの契約に関して受注者に違反行為があったとしてなされたものが確定したとき。
- (2) この契約に関して受注者に対して独禁法第7条の2第18項及び第21項の規定による通知がなされたとき。
- (3) 受注者、受注者の役員又は受注者の使用人についてこの契約に関して刑法（明治40年法律第4

5号)第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項、第90条(第3号を除く。)若しくは第95条(独禁法第89条第1項又は第90条(第3号を除く。))の違反行為をした場合に限る。)の規定による刑が確定したとき(執行猶予の場合を含む。)

- 2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に適用する。
- 3 前2項は、第5条による延滞違約金の徴収を妨げないものとする。
(談合等不正行為に係る損害賠償額の予定)

第13条 受注者は、この契約に関して前条第1項各号に掲げるときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の10分の2に相当する額に契約金額の支払の日から当該賠償金の支払の日までの間に含まれる各日における遅延利息率で計算した額の利息を付して、発注者が指定する期日までに支払わなければならない。ただし、前条第1項各号に掲げるときであって独禁法違反の行為が、独禁法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、その超過分につき賠償を請求することができる。

(代金の支払)

第14条 発注者は、検査の完了後、受注者の請求により、請求のあった日から30日以内に契約金額を受注者に支払うものとする。ただし、特別の理由のある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、検査に合格した物品の既納部分に対する代金の請求があった場合に、これを準用する。

(瑕疵担保)

第15条 受注者は、納入物品の引渡し後1年間(ただし、製造メーカー等において、品質保証又は、瑕疵担保期間を1年間以上定めている場合、その期間を優先する。)は、発注者の正常な管理のもとに生じた故障又は発見された隠れた瑕疵について、補修又は取替え納入(以下「修理等」という。)をしなければならない。

- 2 受注者が瑕疵の修理等に応じないときその他この契約から生ずる義務を履行しないときは、発注者は受注者の負担でこれを執行することができるものとする。この場合において、このための受注者に損害が生ずることがあっても、発注者は賠償の責任を負わない。

(不当要求等)

第15条の2 受注者は、業務の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所管の警察署に届け出ること。
- (2) 業務を行うために受注者が使用している下請負人(以下この号において「下請負人」という。)が暴力団等から業務妨害又は不当要求を受けた場合は毅然として拒否し、速やかに受注者にその旨の報告をするよう下請負人を指導し、かつ、下請負人から当該報告を受けた場合はその旨を速やかに発注者に報告するとともに、所管の警察署に届け出ること。

(紛争の解決)

第16条 本契約について、紛争を生じたときは、発注者と受注者との協議の上、第三者を選定し、あっせんによりその解決を図るものとする。

(契約外の事項)

第17条 この契約に定めのない事項については、柏市財務規則(昭和59年柏市規則第4号)を遵守するほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。